

別表第2（第4条関係）

部	課	分掌事務	知事決裁事項	部長専決事項	部次長専決事項	課（総室・室） 長専決事項
健康福祉部	健康福祉政策課	1 健康福祉政策課、子育て・介護支援推進課、指導監査課及び生活保護・援護課に係る事務の統一調整、経理並びに臨時職員の任免に関すること。				
		2 保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。				
		3 福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関すること。				
		4 社会福祉審議会に関すること。				
		5 保健、福祉の情報企画に関すること。				
		6 健康福祉部長室に関すること。				
健康福祉部	子育て・介護支援推進課	1 子育て及び介護の支援（レスパイトケア施策）の推進に関すること。				
健康福祉部	指導監査課	1 社会福祉法人及び社会福祉事業を営業者の施設に係る指導監査及びその総合調整に関すること。				
健康福祉部	生活保護・援護課	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の施行に関すること。		1 同法第41条第3項の規定による保護施設の設置の認可をすること。	1 同法第23条第1項の規定による事務監査に関すること。	1 非指定医療機関の診療報酬額の審査決定に関すること。

				2 同法第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により医療機関等を指定すること。 3 同法第51条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により指定医療機関等の指定を取消すること。 4 同法第54条の2第1項の規定により介護機関を指定すること及び同条第4項の規定により指定介護機関の指定を取消すること。 5 同法第64条の規定による不服申立の受理及び裁決に関すること。 6 生活保護の特別基準を設定すること。	2 同法第43条の規定による保護施設の指導に関すること。 3 同法第44条の規定による保護施設に係る立入検査等に関すること。 4 同法第53条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療費の審査決定に関すること。 5 同法第53条第4項（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療費の支払に関する事務の委託に関すること。 6 同法第54条の2第4項の規定による介護給付費の審査決定及び支払に関する事務の委託に関すること。 7 同法第73条第1号、第2号及び第3号による県費負担金の交付決定に関すること。	
		2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。				1 行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の施行に関すること。